

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様とお客様をはじめとする全てのステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高め持続可能な成長を実現することを目指しております。

これを実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実強化が極めて重要な経営課題であると認識しており、経営の透明性と健全性を確保するとともに意思決定及び業務遂行の迅速化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、「1. 基本的な考え方」に基づき、コーポレート・ガバナンス強化のための取り組みが経営の最重要課題の一つであると認識し、そのための取り組みを継続的に行っており、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4)

当社は、主たる事業である運送事業において、企業価値を高め持続的な成長を続けていくためには、お客様、関係先との協業関係が必要であるとされており、営業活動の円滑な推進、取引関係の維持・強化など企業価値の向上に必要と考える場合において、政策保有株式を保有しております。

但し、各銘柄を保有することにより得られる便益や保有することにより生じるリスクが資本コストに見合っているか、また、中長期的に企業価値の向上に資するものであるか総合的な判断を行っております。

また、保有の適否については、直近事業年度末における各政策保有株式の金額に対して、利益(取引から生じる利益、配当金、及び含み損益)の割合が、資本コストに見合っているか検証します。その結果を取締役に報告し、経済合理性と将来の見直しも踏まえて保有の適否について検討を行います。

(政策保有にかかる議決権の行使基準)

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案ごとに、当該議案が当該会社の中長期的な企業価値・株式価値の向上及び持続的成長を促し、株主である当社の利益に資するものであるかどうか等を総合的に勘案して判断します。

(原則1-7)

会計基準に基づき当社取締役・監査役において、経営に影響を及ぼす取引の有無について、調査・確認を行い、重要性に応じて開示を行うようにしております。

また、関連当事者との取引においては、取締役会において報告をしております。

(原則2-6)

当社には、企業年金のアセットオーナーとして運用を行う企業年金制度はありません。

(原則3-1)

(1) 経営理念

当社は、「総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び地域経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続ける」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続的な成長のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しております。

(2) 経営戦略・経営計画

当社は、「(1) 経営理念」に基づき、会社の持続可能な発展のため、良き企業市民としての社会的責任を積極的に果たし、企業価値を高め持続可能な成長を実現することを目指しております。当社における企業価値の源泉は、1. 質の高い安全・安心な物流サービスの提供、2. 従業員の確保・育成のための環境整備、3. 積極的な事業展開とコンプライアンスの徹底、4. 社会貢献並びに従業員との信頼関係に基づく労使協調など創業以来の当社の企業文化にあると考えております。当社は、企業価値の向上と持続可能な成長を実現するためには、これらの企業価値の源泉を今後とも最大限に活用していく必要があると考えております。

この考え方に基づいた経営計画は、当社の公式サイトに掲載しております。

(http://corp.fukutsu.co.jp/ir/policy/midplan_2.htm)

(3) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

当社は、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。当社の経営の基本方針及び経営に関する重要事項の決定、あわせて業務執行についての監視・監督機関でもある取締役会は、戦略的かつ機動的に経営判断が行えるように、様々な分野での豊富な経験と優れた見識、専門性の高い知識を有する社外取締役7名を含む10名で構成(2020年6月24日現在)され、随時会議を開催し、取締役による迅速な意思決定と効率的な経営の充実強化を図っております。また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年と定め、その経験を通じて培った知識・経験を有する7名の社外取締役は、当社への有効な助言を行うことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。なお、定期的に各地区の責任者による会議に出席し問題の洗い出し、早期の対策を講じることが出来る体制を整えております。

これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む社外監査役3名と社内監査役2名の5名で構成され、各監査役が取締役

会など重要な会議に出席することにより取締役の業務の執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、透明性・健全性の高い迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

(4) 取締役の報酬決定方針と手続き

当社の取締役報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内において、独立社外取締役が過半数を占める取締役会が基本報酬と賞与で構成された年間の報酬総額を決定したうえで、代表取締役社長が取締役会からの委任を受けて、その範囲内で個別の報酬額を決定しております。基本報酬は、役位ごとの責任に応じて設定しております。インセンティブである賞与については、毎年の業績や企業価値向上に対する担当職務における貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

また、当社は、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員の報酬については、業績への貢献、能力を評価して、執行役員規則の定めに従い取締役会で決定いたします。賞与については、執行役員の業績への貢献度を考慮して決定いたします。なお、社外取締役の報酬については、高い独立性を確保するため、基本報酬を設定しており、業績等による変動はありません。

(5) 取締役・監査役候補者の選解任の方針・手続

取締役・監査役候補者の選任においては、人格・見識・実行力を有し、豊富な業務経験と業績及び企業価値の向上に対する貢献度等を考慮し、事前に社外取締役の助言・意見を踏まえ、独立社外取締役が過半数で構成された取締役会で決定いたします。

なお、取締役の解任につきましては、職務執行における法令・定款等の違反行為、その他社内規則に定める懲戒事由並びに業績に対する責任等から、職務を果たすことが不相当であると判断したとき、取締役会に先立ち、社外取締役に対し解任理由等の説明を行い、社外取締役の意見を踏まえ取締役会で決定し株主総会に付議することとしております。

また、執行役員については、取締役会が執行役員の就任及び退任、勤務、服務、責任、並びに報酬等に関する基本的事項を執行役員規則に定め、それに基づき選解任を決定いたします。

(6) 取締役・監査役候補者の個々の選解任・指名に関する説明

個々の選解任・指名についての説明は、株主総会招集通知にその理由を記載しております。なお、執行役員につきましては、随時選解任・指名の度に開示しております。

(補充原則4-1-1)

当社は、法令、定款で定められている事項及びその他取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる重要な事項について、取締役会規則を定め取締役会において意思決定をしております。なお、当社は、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、取締役会には、社外取締役7名と社外監査役3名を含む5名の監査役も出席し、経営の監視機能を強化しております。

(原則4-8)

当社は、経営全般、財務、会計、労務、法務関係など専門的な知識・経験などを有した社外取締役を7名（その内、6名が独立社外取締役）選任し、多様な視点から取締役会において活発な議論を行っております。また、必要性に応じて会合を開催いたしております。

(原則4-9)

当社は、様々な分野での豊富な経験と優れた見識、専門性の高い知識を有する者から会社法や東京証券取引所が定める基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

(補充原則4-10-1)

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に関する任意の諮問委員会を設置しておりませんが、過半数の独立社外取締役により取締役会は構成されております。

当社の取締役会は、豊富な経営経験や専門知識に裏付けられた独立社外取締役により独立性・客観性の立場からの適切な関与・助言が行われ、取締役会は十分に経営機能の強化が図られております。

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会は、取締役10名のうち、独立社外取締役6名を含む社外取締役を7名（内2名は女性の独立社外取締役）とし、監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む社外監査役3名と社内監査役2名の5名で構成しております。また、それぞれが経営全般、経理財務、労務、税務関係等に知識・経験・能力を有しており、バランス及び多様性が保たれており、構成人員の規模についても適正であると考えております。

(補充原則4-11-2)

取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、「定時株主総会招集ご通知」及び有価証券報告書にて毎年開示しております。

(補充原則4-11-3)

当社取締役会は、取締役10名のうち、独立社外取締役6名を含む社外取締役を7名（内2名は女性の独立社外取締役）とし、監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む社外監査役3名と社内監査役2名の5名で構成しております。

当社は、取締役会の課題や改善点を抽出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、取締役会の実効性評価を実施いたしました。評価にあたっては、取締役及び監査役に対しアンケートを行い、集計結果の取りまとめ及びその分析を第三者機関に委託いたしました。

分析評価結果から、当社の取締役会は、経験・見識豊富な社外役員によりバランスよく構成されており、議長の適切な議事運営による自由に発言しやすい雰囲気と経営戦略や事業計画を評価する業績指標が妥当であり、未達の場合は、必要な対応が審議できるなど、取締役会の実効性を概ね肯定的に評価しています。

一方で、取締役会資料の事前配布や事前説明の実施、社外役員向けのオリエンテーションの実施等を通じて、当社の事業について深く知る機会を設けることが望まれる意見が提示されました。

今後も、取締役会の実効性評価の結果を踏まえて、取締役会の改善を図り、実効性の更なる向上に努めてまいります。

(補充原則4-14-2)

当社は、取締役・監査役については、経営、経理財務、労務、税務等に関する経験・知識・能力を有し、責務を全うできる者を選任しております。また、就任後においても、定期的に開催されるグループ会社を含む責任者による会議など取締役会以外の重要な会議に出席するなど知識更新の機会を設けております。

(原則5-1)

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、企業価値の向上と持続的な成長のための体制を整えております。代表取締役が海外も含むIR活動に積極的に係わり、担当部署として広報・IR室がとりまとめを行っております。また、対話に際しては、会社の役職員がインサイダー取引に関する証券取引法その他の諸法令を遵守し、併せて証券市場における会社の信用を確保することを目的とした「インサイダー取引防止規則」を定めてインサイダー情報の管理を適切に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,619,300	19.40
公益財団法人渋谷育英会	5,544,300	11.18
近鉄グループホールディングス株式会社	3,879,600	7.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,363,899	6.78
日本生命保険相互会社	2,020,036	4.07
株式会社広島銀行	1,762,720	3.55
福山通運共済会	1,163,200	2.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,017,460	2.05
福山通運従業員持株会	961,931	1.94
福山通運協力業者持株会	931,241	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

- 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 9,619,300株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,363,899株
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち3,400,000株及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち763,600株は、近畿日本鉄道株式会社が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。
- 3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち152,299株は、当社が所有する当社株式を株式付与ESOP信託口に拠出したものであります。
- 4 当社は、自己株式6,200,972株(11.11%)を保有しておりますが、上記には記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制の強化を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定し、リスク管理及びコンプライアンス体制を整え、定期的に当社内部監査室が監査を行います。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正します。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
日 下 真 吾	公認会計士											○
前 田 美 穂	その他											○
野 中 智 子	弁護士											○
吉 田 昌 功	他の会社の出身者							○				
富 村 和 光	弁護士											○
重 枝 豊 英	その他											○
大 本 卓 志	税理士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

日 下 真 吾	○	株式会社清友会計舎 代表取締役 賠償責任限度額は法令の定める額	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有していることから、会社経営を統括するためのコンプライアンスにおける助言を受けるため、社外取締役として選任しております。 また、日下真吾氏は当社との取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。同氏は、社外取締役として7年の実績を有しており、また過去に当社の監査役であったことがあり必要に応じて意見を述べる等、独立性が確保されていると判断しております。
前 田 美 穂	○	一般社団法人国際人材育成労務管理協会 専務理事 賠償責任限度額は法令の定める額	社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有しており、コンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくため、社外取締役として選任しております。 また、前田美穂氏は当社との取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。同氏は、社外取締役として2年の実績を有しており、必要に応じて意見を述べる等、独立性が確保されていると判断しております。
野 中 智 子	○	野中・瓦林法律事務所 弁護士 賠償責任限度額は法令の定める額	社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験に加え、最高裁判所司法研修所民事弁護教官等の公務を担い、高い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、野中智子氏は当社との取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。同氏は、社外取締役として1年の実績を有しており、経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
吉 田 昌 功		近鉄不動産株式会社 代表取締役会長 賠償責任限度額は法令の定める額	経営者としての事業経験や幅広い見識をもって、当社の経営やコンプライアンス等に係る適切な監督・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、当社と吉田昌功氏が取締役の近鉄不動産株式会社においては、意思決定に影響を与えるような取引関係はありません。同氏は、経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を適切に遂行されているものと判断しております。
富 村 和 光	○	富村和光法律事務所 弁護士 賠償責任限度額は法令の定める額	社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる検察庁における経験の中で、弁護士として幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通し、当社独立委員会委員長を歴任するなど、法律、コンプライアンス経営等の推進について、適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、富村和光氏は当社との取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。同氏は、経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
重 枝 豊 英	○	学校法人日本体育大学 特任講師 賠償責任限度額は法令の定める額	社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、国際渉外等における豊富な経験とグローバルな見識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、重枝豊英氏は当社との取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。同氏は、経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

大 本 卓 志	○	大本卓志税理士事務所 税理士 賠償責任限度額は法令の定める額	社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計、税務に精通していることから、企業経営等におけるコンプライアンスの徹底など、適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、大本卓志氏は当社との取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのある事由には、いずれも該当しておりません。同氏は、経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
---------	---	--------------------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、しばしば意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じて監査に立会うなどの連携を保っています。
監査役は、監査役室及び内部監査室の内部監査部門が、監査中に発見した問題点について協議し、改善が必要な場合は取締役会に報告及び善処を促すとともに、両室においては今後の監査に関する監査事項に加えることとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平 井 浩一郎	他の会社の出身者													○
佐々木 信彦	他の会社の出身者													○
村 井 弘 幸	他の会社の出身者									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平 井 浩一郎	○	株式会社ヒライホールディングス 代表取締役社長 賠償責任限度額は法令の定める額	卸売・小売業界に携わり、生鮮品を含む食品販売部門の経営に精通しているため、社外監査役として選任しております。 また、平井浩一郎氏は、当社の社外監査役として15年の実績を有しており、一般株主と利益相反が生じる立場にはなく、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただき、必要に応じて意見を述べる等、独立性が確保されていると判断しております。
佐々木 信 彦	○	株式会社日本シークレット・サービス 取締役相談役 賠償責任限度額は法令の定める額	警備部門における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営監視機能の充実に反映していただくため選任しております。 また、佐々木信彦氏が務める株式会社日本シークレット・サービスは、当社子会社から警備業務を受託しておりますが、当社の売上高に対する取引額の割合は1%未満と小さく、重要な取引ではありません。同氏は、当社の社外監査役として13年の実績を有しており、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただいております。
村 井 弘 幸		近鉄グループホールディングス株式会社 取締役専務執行役員 賠償責任限度額は法令の定める額	長年にわたり経理及び経営企画等に携わり、豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の経営監視機能の充実に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、当社と村井弘幸氏が取締役の近鉄グループホールディングス株式会社においては、意思決定に影響を与えるような取引関係はありません。同氏は、当社の社外監査役として4年の実績を有しており、経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務が適切に遂行されているものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

インセンティブである賞与については、毎年の業績や企業価値向上に対する担当職務における貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬総額254百万円(内社外取締役17百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内において、独立社外取締役が過半数を占める取締役会が、基本報酬と賞与で構成された年間の報酬総額を決定したうえで、代表取締役社長が取締役会からの委任を受けて、その範囲内で個別の報酬額を決定しております。インセンティブである賞与については、毎年の業績や企業価値向上に対する担当職務における貢献度等を総合的に勘案して決定しております。取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第61回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円）と決議されております。また監査役の報酬等については、限度額を年額50百万円以内と決議されており、監査役の個別の報酬額は、限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。

なお、社外取締役の報酬等については、高い独立性を確保するため、基本報酬を設定しており、業績等による変動はありません。

また、当社は、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける意思決定及び業績遂行の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員の報酬については、業績への貢献、能力等を評価して、執行役員規則の定めに従い取締役会で決定しております。賞与については、執行役員の業績への貢献度を考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特別なサポート体制はありませんが社内取締役により、随時話し合いの場を設定し意思決定等業務の執行が行えるよう配慮しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

当社には、相談役・顧問等に関する制度はありますが、現在該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、迅速かつ的確な経営の推進とコンプライアンス経営に徹するため、執行役員制度を導入するとともに取締役会は社外取締役7名を含む10名で構成されており、随時会議を開催し、取締役による意思決定と業務遂行の迅速化を図っております。また、監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成されており、監査方針に基づき取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査を実施し、必要に応じて意見を述べております。なお、社外取締役の吉田昌功氏は、当社の関係会社の子会社である近鉄不動産株式会社の代表取締役会長に、社外監査役の村井弘幸氏は、当社の関係会社である近鉄グループホールディングス株式会社の取締役にそれぞれ就任しておりますが、当社は国内貨物自動車運送事業を中心とした事業を営んでいるため取引関係はなく、経営陣から独立した立場で当社の経営やコンプライアンス等に係る適切な助言をいただいております。社外取締役の日下真吾氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する企業財務、法務等に精通し、豊富な経験と専門知識を有していることから会社経営を統括するためのコンプライアンスにおける助言をいただいております。社外取締役の前田美穂氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいております。社外取締役の野中智子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験に加え高い見識を有しており、最高裁判所司法研修所民事弁護教官等の公務を担った経験があり、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に有益なアドバイスをいただいております。社外取締役の富村和光氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と幅広い知識を有するとともに企業法務にも精通しており、コンプライアンス経営等の推進について適切な助言をいただけるものと判断しております。社外取締役の重枝豊英氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、国際渉外等における豊富な経験とグローバルな見識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言をいただけるものと判断しております。社外取締役の大本卓志氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計、税務に精通していることから、企業経営におけるコンプライアンスの徹底など、適切な助言をいただけるものと判断しております。なお、日下真吾、前田美穂並びに野中智子の3氏は、当社との取引はなく、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、新たに選任された富村和光、重枝豊英、大本卓志の3氏につきましても同様に独立役員として、届け出る予定であります。

社外監査役の佐々木信彦氏は、警備部門における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営監視機能の充実に反映していただいております。なお、同氏が務める株式会社日本シークレット・サービスは、当社子会社から警備業務を受託していますが、当社の売上高に対する取引額の割合は1%未満です。社外監査役の平井浩一郎氏は、卸売・小売業界に携わり、生鮮品を含む食品販売部門の経営に精通し、幅広い見識を当社の経営監視機能の充実に反映していただいております。佐々木信彦及び平井浩一郎の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。社外監査役である村井弘幸氏は、長年にわたり経理及び経営企画等に携わり、豊富な経験と幅広い見識をもって、当社の経営監視機能の充実に反映していただいております。社外監査役3名はそれぞれ独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の実効性向上に寄与いただいております。

当社では、取締役会のほか、常勤の取締役、執行役員、各部門長、各地区及び関連子会社の代表者等により構成する統括部長会議を随時開催し、経営の諸課題に関わる事業活動を幅広く検討・討議し、重要事項については取締役会で決議や報告を行うなど、グループ経営の効率化、意思決定の迅速化、情報の共有化に努めております。

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し担当役員を定め、リスク管理委員会を設置するとともに、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。内部監査に

については、内部監査室3名と本社管理部門や主要事業所に配置した監査補助者が年間スケジュールを策定し監査を実施しております。また、当社グループの主要事業である運送事業に係る内部監査を安全管理部を中心に主要事業所に配置した主任監査員及び内部監査員が実施しております。会計監査人との連携につきましても、定期的あるいは随時、意見交換を行っております。なお、監査役会は、内部監査室及び会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を行い、業務の適正性を図るための連携を図っております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人との契約に基づき行われており、会計監査業務を執行した公認会計士は、中畑孝英、浅野豊及び大橋盛子の3名、会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名、その他8名であります。

取締役の報酬については株主総会の承認に基づき、取締役会において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の半数以上が、社外役員となること以外の方法で経営の経験はありませんが、幅広い知識や豊富な経験から、当社の業務執行を監視し、また企業財務・法務等の専門的見地を有する社外監査役と当社出身の常勤監査役が、内部監査室等と連携して監査を行うことにより業務の適正を確保していると考えているため、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の議決権行使に際して、株主の皆様の検討時間をより確保すべく早期発送を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主様の議決権行使について、書面による議決権行使に加えて、インターネットによる議決権行使を採用しております。
その他	当社ホームページへの招集通知(英訳を含む。)及び決議通知の掲載をしております。議決権行使書ご返送のお願いの書面を同封しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会のほか、投資家やアナリスト等に対して、随時、IRの場を設定して定期的な説明や意見交換等を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算情報を含めた適時開示資料について掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室の設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員をはじめ全従業員による「福山通運グループ企業行動憲章」の遵守及び役員倫理規定等による取締役の職務執行の適合性を確保しております。 当社では、能力ややる気のある女性を、男女区別なく登用し、会社経営の戦力として、あらゆる職場で活躍していけるよう、人事部が中心となり各職場の管理職とともに、女性従業員の構成比率の向上、管理職候補者の育成と職域の拡大、働きやすい職場環境の整備等について推進を行っております。 また、コンプライアンス意識の向上に努めるため、高い見識を有する弁護士や労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有する社外取締役(女性)を選任いたしました。厚生労働省の「ポジティブ・アクション応援サイト」や「女性の活躍推進宣言コーナー」を利用し、取組目標やその効果、今後の課題など、対外的にも宣言し、意識の向上に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化対策としてCNG車やハイブリッド車など、環境に配慮した車両の導入を進めるとともに、モーダルシフトやエコドライブ等の推進を行い、CO2の排出量の削減に努めております。特に日本貨物鉄道株式会社との提携による専用貨物列車「福山レールエクスプレス号」や大型トラック2台分を積載する「全長25mダブル連結トラック」の運行により、モーダルシフトによるCO2排出量の削減、トラック輸送時における交通事故防止や交通渋滞の緩和等による地球環境負荷の低減やドライバーの労働環境改善にも積極的に取り組んでおります。 また、CSR活動では、「福山通運グループ企業行動憲章」に沿って信頼される企業を目指し行動しております。 1. トラック等を活用し、小学校に出向いた交通安全教室の実施 2. 子ども交通安全ポスターの作品コンクールを開催 3. 全国各地で地域の警察署やトラック協会と協力して、交通安全の街頭活動を実施 4. 各地で道路の清掃活動を実施

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社において、コンプライアンス実践のための遵守すべき行動指針として、「福山通運グループ企業行動憲章」を定める。取締役等に関しては、「役員倫理規程」を制定し、これに則って職務を執行するとともに、他の取締役等の法令、定款または企業倫理に反する行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告を行う。使用人に関しては、「コンプライアンス規程」を制定し、法令、定款及び社内規則に対する意識の高揚と遵守の徹底を図るために担当役員を定め、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス室」を設置して各種マニュアルの作成や研修等を行う。また、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの実施状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正するために、使用人からの通報を受け付ける「社内通報制度」を設ける。

反社会的勢力への対応については、断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定め、周知徹底する。また、不当な要求等には、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、速やかに毅然とした対応を行う。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、評価作業を円滑、適正に実施し、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

(2) 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報取扱規則」を整備し、これに則り情報の適切な保存、管理を実施する。また、監査役会が求めたときは、いつでも当該情報の提供に応じる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し、グループ会社のリスク管理推進の統括責任者として当社担当役員を定める。また、「リスク管理委員会」を設置し、各種マニュアルの作成や研修を行い、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるリスク管理の状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに危機管理体制として、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害、影響等を最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役等の職務権限及び意思決定のルールを明確化し、業務の適正化、効率化を図るとともに、全社的な影響を及ぼしうる重要事項に関して、適宜、会議・委員会を設置し、多面的な審議、検討とすみやかな意思の伝達、共有を行う。また、長期及び年度の事業計画、目標を定期的に明示し、それらに基づいた業績管理を行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定する。当社グループ会社は、経営上の重要案件に関する事前協議や必要に応じて各種会議での報告を行うとともに、それぞれのリスク管理及びコンプライアンスの体制を整える。当社内部監査室は、グループの業務全般にわたる内部統制の適切性・有効性を確保するため、定期的に監査を行う。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項またはその使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」を設置し、監査役の職務を補助するためここで執務を行う使用人は、当社の使用人から任命する。この監査役補助使用人は、監査役の補助業務及び監査役会の事務局業務に専従し取締役等の指揮命令に服さないものとし、その任命、人事異動、懲戒、賃金等については監査役会との事前協議のうえ決定するものとして、取締役等からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役等及び使用人は、当社及び当社グループ会社全体の業務・業績に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。また、内部監査室の行う監査の結果や社内通報制度における通報状況についても、文書にて遅滞なく監査役に報告を行う。

(8) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役等及び使用人は、当社グループ会社からの法定の事項に加え、内部監査の実施状況等を取締役会及び監査役に報告する。また、社内通報制度による法令・企業倫理・社内規則に反する事案のうち重要なものは、コンプライアンス担当役員から監査役に報告する。

社内通報制度においては、社内通報規程により通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(9) 監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が、規則に則り職務の執行のために公認会計士、弁護士その他の専門家に助言を求める又は調査その他の事務を委託するなどの費用については、必要でないと認められる場合を除き、当社の費用処理とする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他重要な会議に出席をするとともに、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて当社グループ会社からも事業の報告を求める。なお、取締役等及び使用人は、監査役から要求があった場合は、適宜必要な資料を添えて説明を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人が遵守すべき行動指針である「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する課題や取り組みの検討を行っております。当該委員会での検討結果を受け、各社の研修等においてコンプライアンスに関する課程を組み込み、継続的な教育を実施しております。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見、是正のため、当社及び当社グループ会社を対象とする「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス室及び顧問弁護士を窓口としております。なお、通報を理由として通報者へ不利益な取扱いを禁止するなど通報者を保護する旨を社内通報規程に定めております。

(2) リスク管理

各事業所の内部監査の実施とフォローアップ監査の徹底を図ってまいりました。なお、内部監査の過程において新たに顕在化したリスクについては、都度コントロールの整備を実施し、適時内部監査項目に追加を行い、運用状況を確認してまいりました。

(3) 取締役の職務執行

当社及び当社グループ会社において、取締役の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう、「福山通運グループ企業行動憲章」や「役員倫理規程」などを制定し、取締役会等において社外取締役の意見を積極的に求め、職務執行の適正化を図りました。併せて、職制規程によって各職務の権限などを明確化し、効率的な業務を行うことができる体制を整備いたしました。

また、企業価値を高め、持続可能な成長を実現することを目指して「中期経営計画」を3年毎に策定し、これに基づいて毎年の業績管理を行っております。

(4) グループ管理

「グループ統括規程」に基づき、当社の本社各部署から各子会社に業務状況や経営状況について質疑応答を行い牽制機能の強化を図るなど、

適宜指導及び業務確認を行っております。また、内部監査室が主体となって、当社及び当社グループ会社における年間監査実施計画を策定し、監査指摘事項に対するフォローアップ監査を実施するなど管理・指導の充実を図っております。なお、監査結果より発見される業務手順の不備事項は適時に修正を行い、グループ全体として業務の適正が確保できる体制で運用しております。

(5) 監査役

社外監査役3名を含む監査役5名による監査体制により、各種の重要な会議への出席や重要事項の報告、さらに「情報取扱規則」に基づき保管された各重要文書について監査役会の求めに応じて提供することで、内部統制システム全般の整備・運用状況を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引や資金提供等の一切の関係を遮断すべく、取締役会の決議によって、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定めており、役職員一同に周知徹底しております。

社内体制の整備状況については、平素から不当要求等への対応に関して知識と経験を有する者を担当者に任命し、社内で過去に発生した事案及び外部機関等から得られる情報を収集するとともに、それらをもとに対応要領をまとめ、社内における情報の共有化と対応方法の指導に当たっております。

また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、又は反社会的勢力と何らかの関係を有するに至った場合には、担当部署と本社総務部が連携し、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、法的対応も含め、速やかに毅然とした対応をとることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」）の概要

（1）本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、「本プラン」を導入しております。

（2）本プランの内容

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本プランの内容に則った具体的な対応策を定め、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模買付行為を行う者が順守すべき手続きがあること、並びに当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告するものです。

（1）買付者等による権利行使は認められないとの行使条件

（2）買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、（1）当社社外取締役、（2）当社社外監査役、又は（3）社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

※本プランに関する詳細につきましては、当社webサイトのその他適時開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照下さい。

<http://corp.fukutsu.co.jp/ir/index.html>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コンプライアンス遵守の強化として法務室の設置及びコンプライアンス委員会の設立。

コンプライアンス委員会の下にコンプライアンス室を設置。

役員をはじめ全従業員が「福田通運グループ企業行動憲章」を遵守することにより、コンプライアンス意識をさらに高めてまいります。また、コンプライアンス室と内部監査室が連携し、コンプライアンスの実施状況の検証を行ってまいります。

（会社情報の適時開示に係る社内体制）

当社は、「お客様とともに歩み、総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続けること」を経営理念とし、企業活動を営んでおります。また、急激な変化が求められている物流業界においてコンプライアンス経営に徹し、投資家への適時適切な会社情報の開示と迅速かつ確かな情報開示に努めております。

1. 決定事実並びに決算に関する情報の開示（グループ各社に係る情報を含む。）

当社では、取締役会の承認をもって開示を行います。ただし、事前に当該会社情報が適時開示規則に該当するかどうかは、情報管理責任者において確認し、会社情報の開示担当部署である総務部に報告し、最終判断は情報取扱責任者が行います。なお、業績予想の修正等の情報開示については、経理部から会社情報の開示担当部署である総務部に報告され、担当役員・担当部長による検討の後、社長または情報取扱責任者の判断により速やかに情報開示を行います。

2. 発生事実に関する情報の開示（グループ各社に係る情報を含む。）

発生事実を確認した部署が総務部に報告し、総務部長が適時開示規則に該当するかどうかを確認し、担当役員・担当部長による検討の後、社長または情報取扱責任者の判断により速やかに情報開示を行います。

3. IR情報等の開示（グループ各社に係る情報を含む。）

投資家等への適時適切な会社情報の開示に努めるため、社長または情報取扱責任者の判断により迅速かつ適格な情報開示を行っております。

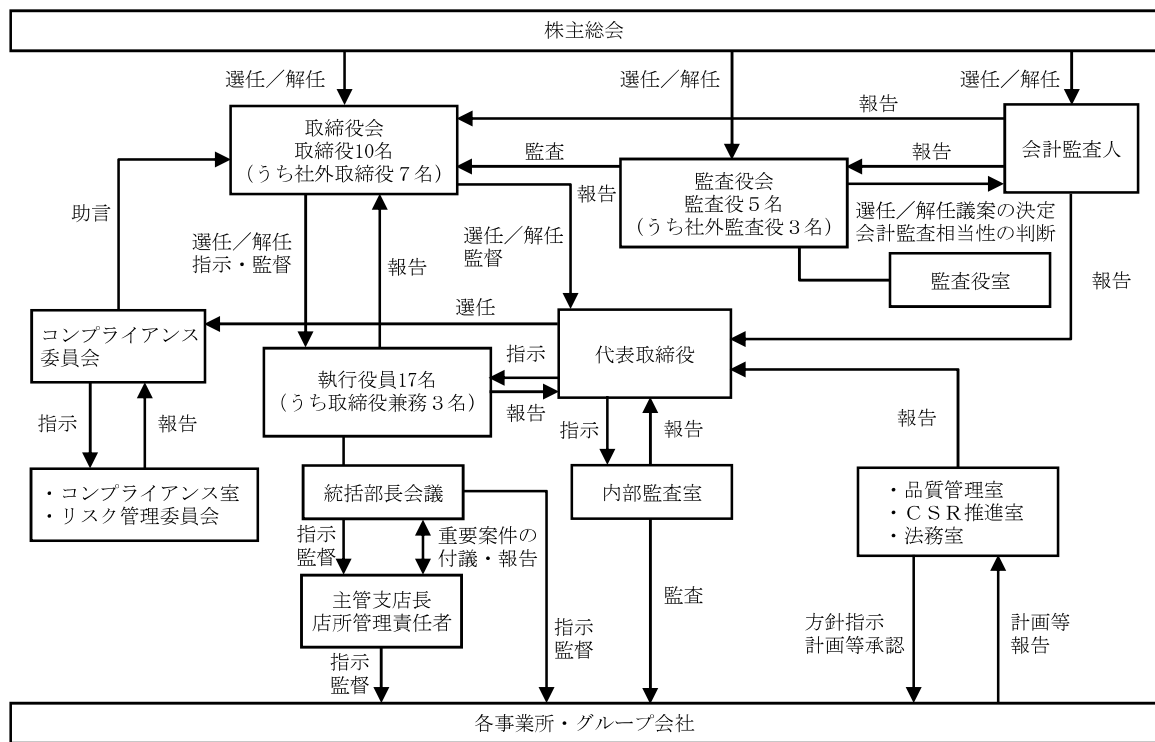
なお、当社では、情報開示資料の作成は、総務部（担当責任者：総務部長）が行い、情報管理責任者と情報の共有化を図り、適時情報の管理と最終確認を情報取扱責任者が行います。適時開示方法はTDnetへの登録を行い、同時に取引所内の記者クラブ等にも資料配布を行います。

（適時開示に係る社内のチェック体制）

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む5名で構成されており、取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査を実施しております。また、監査役会直轄の部門として、監査役室を設置するとともに、内部監査については、業務・経理の両面で監査体制の充実を図るため内部監査室を設け、グループ各社と連携して当社グループの内部監査体制の強化を図っております。

また、経営に関する法改正に伴い、コーポレート・ガバナンス体制の充実とグループ全般の経営体制の検討を重ね、コンプライアンスの一層の強

化を図るため、取締役会直轄のコンプライアンス委員会、社長室直轄の法務室をそれぞれ設置し、法令遵守に係る業務体制の見直しを行っております。



別紙

社内開示組織

